

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成25年3月27日に不適合管理委員会で確認した不適合事象は、下記のとおりです。  
なお、不適合管理委員会で確認した事象の内容から、審議時点で想定する対応(点検、修理、調査等)などを付記しております。

1. GIグレード 0件
2. GIIグレード 0件
3. GIIIグレード 4件

NO.	号機等	不適合事象	備考
1	1号機	原子炉建屋付属棟地下4階における蛍光灯器具の点検時、蛍光灯交換を行ったが照明が点灯しないことを確認した。当該器具を修理。	
2	1号機	蒸気乾燥器の点検時、支持金具等にバリ状の突起物を確認した。当該支持金具等を修理。	
3	3号機	低電導度廃液系脱塩塔バルブ(A)(B)室の照明スイッチに接触不良を確認した。当該スイッチを点検・修理。	
4	その他	区域境界扉の工事に伴い点検周期が予め定めた期間を超えることを確認した。当該事象による影響を評価のうえ点検計画を変更。	